## 大阪市告示第1646号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立鶴見緑地プール水泳場	令和7年12月2日(火)から 同月7日(日)まで 令和7年12月9日(火)から 同月14日(日)まで 令和7年12月16日(火)から 同月21日(日)まで 令和7年12月23日(火)から 同月27日(土)まで	午前9時から 午後7時まで
	令和7年12月28日(日)	午前9時から 午後5時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)